

K110.1

156a

上岐政孝述 三刻

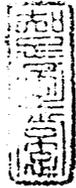
# 修身訓範

東京書肆

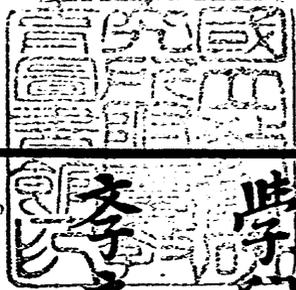
青山堂發



## 修身訓範序



學問之道廣矣。而其本在修身。故大學立教。自修身推而及治國。平天下。六經百家之書。其言雖多。皆不外于此也。夫六經簡奧。未易遽通。而百



家之言有醱有疵極難扶擇苟非  
別白而疏通之則恐不能無多岐之  
惑矣方今文教日盛阨邑僻地無不  
有學校之設然其所授受大抵器  
數名物之學所謂修身齊家之教較

之昔日似少遜焉土岐友于有慨于  
此著修身訓範若干卷其書采古人  
確言譯而通之詮而解之要不離六  
經之旨其意至深切也吳磊齋曰  
子第一讀書則百疾皆除有旨哉

言乎如此書則庶幾矣

明治十三年八月念八日

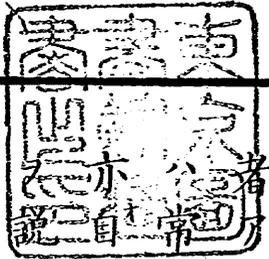
拙軒學人村山澗撰



修身訓範例言

一 是書ハ小學兒童ノ爲ニ訓誡模範トナルベキ古今名賢ノ格言ヲ採擇シ聊已ガ身見ヲ加ヘテ修身ノ讀本トスル者ナリ今其出典ヲ掲ゲザル者ハ繁ヲ厭ヘバナリ

一 修身ノ道男女途ヲ異ニスルコトナレト言フラン然レドモ男子ハ多ク外ニ關シ女子ニ内ヲ治ムル者ナレバ其心得ベキ事モ廣狹淺深ナクバアルベカラズ今夫ノ道キテ妻ノ道ヲ論ゼズ父ノ道ヲ舉ゲテ母



ノ道ニ及ボサル者ハ專ラ男子ノ爲ニ設クル  
ヲ以テナリ

一是編己ニ稿ヲ脱シ德淳村山君ニ訂正ヲ乞フ  
君一讀シテ理義精到今人著述中所希觀也ノ  
評語アリ後又千穎稻垣君ニ就キテ批閱ヲ求  
ム君亦一過シテ心ヲ、シク詞正シ長ニ幼ニ  
賢ニ愚ニカナフイミシキ教ブミナリト賞揚  
セラル過褒敢ヘテ當ラズト雖ニ公ノ惠亦没  
スベカラズ因リテ茲ニ一言ヲ附ス

明治十三年七月

政孝誌

修身訓範目錄

卷一

心術

言語

卷二

行狀

立志

學問

卷三

子ノ道

兄弟ノ道

夫ノ道

父ノ道

親族ノ道

師弟ノ道

朋友ノ道

主從ノ道

交際ノ道

修身訓範卷一

東京 土岐政孝 述

心術

第一章

夫レ人ノ萬物ニ長トシテ貴バル、所以ノ者ハ、至善ナル徳性ト、至明ナル智識トヲ具ヘテ、心術言行、學問、事業、遠ク群類ノ上ニ出ヅレバナリ、人若徳ヲ養ハズ、智ヲ研カズ、蠢爾トシテ一生ヲ虚過セバ、畜ニ禽獸ニ異ナラザルノミナラズ、木石

ニダニモ劣レル者トイフベシ、草木言ハズ、金石心ナシト雖<sup>モ</sup>天然ノ性ヲ全クシ、各分ニ應ジテ、世ノ利用ヲ贍セリ、人トシテ豈庶物ニ耻ヂザランヤ、人ノ道甚<sup>ク</sup>大ニ、世ノ事甚<sup>ク</sup>繁シト雖<sup>モ</sup>身ヲ修ムルヨリ先ナルハナシ、身ノ本ハ心ニ在リ、心ハ一身ノ主宰ニシテ、萬事ニ應接シ、正邪ノ分ル、所善惡ノ判ル、所ナレバ、其心正シキトキハ、其行モ正シク、其心邪ナルトキハ、其行モ邪ナリ、故ニ身ヲ修メント欲セバ、其心ヲ正シクスルヲ始トス、天下ノ公理ヲ以テ心トシ、一點ノ私曲ヲ存セザ

ル、是ヲ其心ヲ正シクストイフ、

### 第二章

事物ノ道理ヲ鑒別スル、之ヲ識見トイフ、是ハ善ナリ、是ハ不善ナリ、此事ハ取ルベク、此事ハ取ルベカラズト、一事一物悉<sup>ク</sup>其當否ヲ判定シテ、毫髮モ其心ヲ曲從スベカラズ、識見ナクシテ、妄ニ是非ヲ議スル者ヲ、矮人ノ場ヲ觀ルニ譬フ、身軀短小ナル者ハ、己ガ眼ヲ以テ、演技ノ巧拙ヲ視ルコト能ハズ、只、人ノ後ニ隨ヒ、人ノ評ヲ聞キテ、窈ニ之ヲ説クノミナリ、人ノ定識ナキ、甲ノ論ヲ聞キ

テハ、甲ニ服シ、乙ノ説ヲ聞キテハ、乙ニ從フ、是亦何ゾ、矮人ニ異ナラン、彼ノ長ヲ取り、此短ヲ去リ、參酌シテ而シテ、自善惡曲直ヲ定ムベシ、

第三章

道理ヲ分別スル心ヲ、思考トイフ、思考ハ、精細ニシテ、詳密ナルヲ善シトス、人ノ論議ヲ聽クガ如キ、其大體ハ允當ニシテ、細目ニ不可ナル處アル者アリ、又細目ノ中、二三ノ取ルベキ所アリト雖、大體ニ於テ、不可ナル者アリ、智者ノ言ニモ、理ニ背キタルアリ、愚者ノ言ニモ、理ニ當レルアリ、精

細ニ思考シ、詳密ニ分別セザルトキハ、理非ヲ倒了スル憂ナキコト能ハズ、

第四章

人ノ我ニ向ヒテ述アル所ノ道理ヲ判定センニハ、其心ヲ沈定スベシ、冷眼ニ人ヲ觀、冷耳ニ語ヲ聽キ、冷情ニ感ニ當タリ、冷心ニ理ヲ思フトテ、少シモ外物ニ移動セラレズ、縱令其人俊才ナリトモ、畏ル、コトナク、其人凡庸ナリトモ、侮ルコトナク、唯、其言ノ理ニ當レリヤ否ヤヲ考フベシ、是ヲ沈定トイフ、人動モスレバ、其心ヲ沈定スルコ

ト能ハズシテ、輕シク人ノ言ニ誘ハレ、終ニ其正理ヲ錯認スルニ至ル、之ヲ輕躁トイヒテ、識者ノ取ラザル所ナリ、

第五章

事物ノ道理ヲ分別スルハ唯是ト非トノ間ニ於テ安着スベシ、輕躁ハ固ヨリ識者ノ憂フル所ニシテ、固執モ亦識者ノ取ラザル所ナリ、彼ノ固執ナル者ハ、終始己ガ偏見ヲ執リテ顧ミズ、輕躁ハ敏捷ト同シカラズ、固執ハ眞確ト異ナリ、我ガ説是ナラバ、須我ガ説ヲ守ルベク、人ノ論是ナラバ、

須人ノ論ニ從フベシ、而シテ後ニ、始メテ理ノ中ヲ見ルベキナリ、

第六章

固執ト輕躁トハ、共ニ戒ムベクシテ、其最戒ムベキハ、輕躁ノ病ナリ、人動モスレバ、心情捷警ニシテ、善ク人ト合同スル者ヲ、才子ト稱ス、眞ノ才子ハ、却リテ然ラズ、深沈ニシテ識量アリ、明ニ事ノ得失ヲ辨シテ、大事ニ任ズベシ、輕躁ナル者ハ、小才アリト雖モ、事ニ耐ヘズ、況ヤ才ナクシテ浮薄ナル者ヲヤ、故ニ才子ハ、必輕躁ナラズ、輕躁ナル者

ハ以テ才子ト稱スベカラザルナリ、

第七章

其心ヲ沈定シテ、百事精細ニ思考セバ、如何ナル  
奇怪非常ニ遇フトモ、其道理ヲ得テ識別セラル  
ベシ、故ニ突然ニ奇怪ノ事ヲ見、非常ノ事ヲ聞ク  
トモ、決シテ駭愕スルコトアルベカラズ、凡事遽  
爾ニ耳目ニ觸ル、トキハ、甚奇怪非常ナルガ如  
シト雖審ニ察シ、明ニ鑒ミルトキハ、皆必由リテ  
來ル所アリ、其因由ナクシテ、其形跡ヲ見ス者ハ、  
未嘗テアルベカラズ、奇ニ遇ヒ怪ニ逢ハシ、故ニ

其心ヲ沈定シテ、其因由ヲ搜討スベシ、必明晰ニ  
分解スルコトヲ得ベシ、奇ニ驚キ異ニ駭ケバ、見  
識濟セズトイヘリ、

第八章

人一事ヲ行ハント欲セバ、必豫之ヲ慮ルベシ、凡  
事豫スレバ則立チ、豫セザレバ則廢ストイヒテ、  
何事ニテモ、作爲セント欲セバ、未事ニ從ハザル  
前ニ於テ、詳ニ之ヲ計畫スベシ、若シ之ガ計畫ヲ施  
サズシテ、卒然事ニ臨マバ、容易ナル事ヲモ、錯倒  
スベシ、況ヤ事ノ重大ナルニ於テヲヤ、審思熟計

シテスラ、猶事ニ臨ミテ、不測ノ變アリ、況ヤ嘗テ  
之カ考慮ヲ經ザルニ於テヤ、事ニ臨ミテ、百方  
苦慮センヨリハ、豫之ヲ計畫スルニ如カズ、未雨  
アラザルニ綢繆スベク、渴スルニ臨ミテ、井ヲ掘  
ルコトナカレトハ、是ヲイフナリ、

第九章

人ハ又果斷ノ氣象ヲ有スベシ、既ニ再三ノ思考  
ヲ經テ、理ニ於テ當レリト思ハゞ、之ヲ決スルニ、  
果斷ヲ以テスベシ、若只、反覆考思スルノミニシ  
テ、勇斷果決ノ氣象ニ乏シキトキハ、支離鶻突ニ

シテ、依違決セズ、往往事機ヲ誤ル者ナリ、然リト  
雖、決斷輕遽ニ失スルトキハ、其害持重ヨリ甚シ、  
故ニ事ヲ舉ゲント欲セバ、須先、是非得失ヲ熟慮  
スベシ、己ニ詳ニ之ヲ謀リ、明ニ其理ヲ窮メバ、則  
斷乎トシテ之ヲ裁定スベシ、思慮ト果斷トハ、相  
待ツコト、輪翼ノ如クナル者ナリ、

第十章

人ハ道理ヲ鑒別スベキノミナラズ、亦人品ヲ鑒  
識スベシ、人品萬異之ヲ見ルコト極メテ難シ、言  
貌親切ニシテ、中心實ナキ者アリ、中心親切ニシ

テ、言貌ニ見サツル者アリ、人心ノ均シカラザル  
コト、其面ノ如ク、一概ニ之ヲ判定スベカラズト  
雖我ガ言行ヲ、一一面前ニ賞讚スル者ハ、多ク信  
ズベカラザル徒ナリ、巧ニ飾リ、甘ク告グル者ハ、  
笑中ニ刃アリ、又面譽スル者ハ、皆ニ必非トスト  
イヒテ、我ガ美ヲ頌シ、我ニ諂フ者ハ、退キテ他人  
ト語ルニ及ビテ、必我ガ非ヲ揚ゲテ、我ヲ笑フ者  
ナリ、縱令背後ノ言ナキモ、百事我ヲ譽ムル者ハ、  
畢竟我ニ益ナキ人ナリ、

第十一章

世ニ人ノ意ヲ逢迎スル者アリ、是察セズバアル  
ベカラズ、我ガ意ノ向フ所ヲ揣リテ、先其端ヲ發  
シ、導キテ之ヲ迎ヘ、我ヲシテ其説已ト暗合スル  
ヲ喜バシム、是其心卑屈ニシテ、只人ニ阿附セン  
ト欲スル者ニアラズバ、我ガ意ニ投合シテ、網利  
ノ計ヲ求ムル者ナリ、前ナル者ハ、其術小ニシテ、  
後ナル者ハ、其術巧ナリ、而シテ並ニ識見ナキ小  
人ナリ、凡人ノ意ヲ逢迎スルバカリ、卑ムベキ者  
ハナシ、他ノ逢迎ニハ、陷ラザランコトヲ要シ、吾  
ハ他人ヲ逢迎スル卑心ヲ生ズベカラズ、

第十二章

人ノ美事ヲ揚ゲテ、我ニ譽ムル者アリ、人ノ惡事ヲ訐キテ、我ニ毀ル者アリ、毀譽ノ來ル、妄ニ之ヲ信スベカラズ、其之ヲ告グル者、他人ト全ク相知ラザル者ナラバ、其美惡再三ノ傳聞ニ因ルガ故ニ、固ヨリ信ヲ置クベカラズ、若クハ他人ト面交アル者ナラバ、其言フ所稍實ニ近シト雖モ、亦往往真ヲ誤ル者アリ、或ハ平生相親暱シ、或ハ庇蔭ヲ受クルガ爲ニ、之ヲ譽メ、或ハ平生相善カラズ、或ハ救濟ヲ求メテ得ザルガ故ニ、之ヲ毀ル者ナキ

ニアラズ、況ヤ惡人ハ善人ヲ指シテ惡トイヒ、奸人ハ正人ヲ指シテ奸トイフ、是所謂毀譽善惡ノ亂ル者ナリ、揄揚ト讒毀トハ、共ニ輕シク信聽スベカラズ、

第十三章

人ハ又英氣ヲ存セズバアルベカラズ、英氣トハ已ヲ恃ミテ、人ニ依ラズ、自助ケテ、人ヲ仰ガザルノ謂ナリ、已ヲ恃ム心ナキトキハ、其氣常ニ餒エテ、碌碌人ノ後ニ立ツベシ、自助クル心ナキトキハ、徒ニ人ノ鼻息ヲ仰ギテ、何ノ日カ頭角ヲ露ス

コトヲ得ニ、自恃ニ自助ケント欲セバ、心ニ卑劣ノ念ヲ畜ヘ、身ニ賤汚ノ行ヲナスベカラズ、必端正純一ニシテ、道理ヲ枉グルコトナカレ、卑劣賤汚ナル者ハ、其氣伸暢セズ、只區區トシテ、人ニ容レラレンコトヲ願フニ過ギズ、大丈夫ハ人ヲ容レントスベク、人ニ容レラレントハスベカラザルナリ、

第十四章

自恃ニ自助クル者ハ、人ノ恩惠ヲ受クベカラズ、勤ト儉トヲ以テ自保チ、一飯一縑ト雖故ナクシ

テ、之ヲ人ニ受ケズ、恩ヲ受クルコト多ケレバ、以テ朝ニ立チ難シトイヒテ、苟氣概アル者ハ、古ヨリ人ノ蔭助ヲ仰グコトヲ戒メタリ、志士ハ恩ヲ人ニ加ヘントコカ願フベケレ、人ヨリ恩ヲ受ケンコトヲ望ムベカラズ、

第十五章

勤儉ノ心ハ、自立ツノ大本ナリ、豈營營トシテ小利ヲ貪ルノ謂ナランヤ、怠惰ナル者ハ、其業ヲ振フコト能ハズ、佻侈ナル者ハ、其産ヲ興スコト能ハズ、其業振ハズ、其産興ラザレバ、供給常ニ不足

ヲ生ズ、供給不足ナルガ故ニ、鼻心頓ニ生ジ、動モスレバ、人ニ依リテ、便ヲ謀ラント欲ス、勤儉ノ徳ヲ全クスル者ハ、其心綽綽トシテ餘裕アリ、復誰ニ向ヒテ、幫助ヲ求メン、己ニ幫助ヲ求ムル念ナキトキハ、其心廓大ニシテ、英氣自發スル者ナリ、

第十六章

凡事ヲ處スル、理ニ當リテ、慙ヅベキコトナクバ、其氣力ヲ壯盛ニシテ、之ヲ力行スベシ、氣力壯盛ナルトキハ、舉體失錯ナク、氣力畏縮スルトキハ、假令學術技倆アリト雖、自挫敗ヲ取ル者ナリ、氣

カヲ養フハ、別ニ法アルニアラズ、事ニ臨ミテ自顧ミ、我がスル所、理ニ合フヤ否ヤヲ察ジ、其言行果シテ理ニ合フコトヲ信ゼバ、精神ヲ一途ニ集メテ、外物ニ移動セラレザランコトヲ要スベシ、世ニ理ヲ持チテ非ニ落ツトイフコトアリ、是怯懦ニシテ、氣力乏シキガ故ナリ、

第十七章

家ハ小ナリトモ、心ハ廣ク持ツベシトイヘリ、心ヲ存スル廣大ナルト、狭小ナルトハ、身地ノ尊卑、資産ノ厚薄ニ因ルベカラズ、人ノ稟性ハ、天授ナ

リ、高下貴賤ノ等差ナシ、之ヲ存養セバ、賤者モ貴ムベク、之ガ省察ヲ加ヘザラバ、貴客モ賤ムベキ心トナル、大厦ニ住シ、方丈ニ飽キ、輕車肥馬ノ尊榮ヲ占ムレドモ、其心ノ局促ナルコト、匹夫匹婦ニ劣レル者アリ、茅屋ニ拙シ、糲飯ニ活シ、弊袍繼縷ノ寒素ニ居レドモ、其心寛裕ニシテ、通顯紳士ニ超ユル者アリ、思ハズバアルベカラズ、

第十八章

人ハ常ニ神氣ヲ快爽ニスベシ、内ニ省ニテ、疚シカラザレバ、心自怡悦シテ、歡樂餘リアリ、是人ノ

性ノ善ナル所以ナリ、游手無能ノ徒ハ、終日懶惰一ノ營ム所ナクシテ、其心情歉然タリ、恒産アリ、常務アル者ハ、日夕汲汲トシテ、奔走勞苦スレドモ、其心情ハ豁然タリ、是懶惰ノ不善ニシテ、勤苦ノ善ナルガ故ニ、一ハ其心ヲシテ憂ヒシメ、一ハ其心ヲシテ喜バシムルナリ、故ニ神氣ノ快爽ナランコトヲ欲スルニハ、善ニ志シ、不善ニ遠カルヲ要トス、

第十九章

人ハ當ニ憂フベキ所ヲ憂ヒテ、憂フベカラザル

所ヲ憂フベカラズ、耻ヅベキ事ヲ耻ヂテ、耻ヅベ  
カラザル事ヲ耻ヅベカラズ、品行ノ修マラザル、  
學術ノ成ラザル、經濟勲業ノ壯大ナラザルハ、人  
ノ當ニ憂フベキ所ニシテ、又耻ヅベキ事ナリ、衣  
服ノ惡シキ、飲食ノ粗ナル、居室器用ノ莊麗ナラ  
ザルハ、人ノ當ニ憂フベカラザル所ニシテ、又耻  
ヅベカラザル事ナリ、常人ハ憂ヒズシテ可ナル  
所ヲ憂ヒ、耻ヂズシテ可ナル事ヲ耻ヅ、故ニ學成  
リ功立ツノ期ナシ、志アル人ハ、其本ヲ憂ヒテ、其  
末ヲ顧ミズ、

第二十章

人ノ富貴ヲ言フハ、人ノ富貴ヲ羨ムナリ、人ノ貧  
賤ヲ言フハ、人ノ貧賤ヲ笑フナリ、惟、是、一、片、ノ、俗  
心腸ナリトテ、古ノ人深ク戒メラレタリ、富ト貴  
トハ、人ノ欲スル所ニシテ、貧ト賤トハ、人ノ惡ム  
所ナリト雖、富貴ノ人、必スシモ賢者ナラズ、貧賤ノ  
人、必シモ不肖者ナラズ、今日富貴ナルモ、明日零  
落スル者アリ、今日貧賤ナルモ、明日發跡スル者  
アリ、豈輕シク人ノ身地ヲ見テ、之ヲ歎羨憫笑ス  
ベケンヤ、況ヤ人ノ富貴ハ、我が榮ニアラズ、人ノ

貧賤ハ我ガ辱ニアラザルヲヤ、之ヲ羨ミ之ヲ笑  
フハ、徒ニ己ガ卑劣ヲ見ハスノミナリ、

第二十一章

人其非ナルコトヲ知ラズシテ之ヲ行フヲ過ト  
イフ、既ニ自其非ヲ悟ラバ、速ニ之ヲ改ムベシ、若  
未其非ヲ悟ラザルニ、他人之ヲ忠告スルコトア  
ラバ、謹ミテ其厚誼ヲ謝シ、亦速ニ之ヲ改ムベシ、  
賢者ハ惟身ノ過アランコトヲ恐ル、故ニ人ノ言  
ヲ訪求シテ、改ムルニ勇ナリ、不肖者ハ人ノ言ヲ  
聞キテ、好ミテ之ヲ強辯シ、自其非ヲ飾リテ、人ノ

笑ヲ受クルコトヲ知ラズ、自家ノ過失ハ、掩ラト  
モ消ゼズ、掩ヒテ得ザルトキハ、又一短ヲ添ラト  
イヘリ、謹ムベシ、

第二十二章

人ノ善ヲ見テハ、自倣フベク、人ノ不善ヲ見テハ、  
自警ムベシ、善ノ倣フベキハ、論ヲ須タズ、不善モ  
亦吾ニ益ヲ與フル者ナリ、人ノ放肆ヲ見テハ、我  
ニ反省シ、人ノ怠惰ヲ見テハ、我ニ反省シ、人ノ暴  
戾姦邪ヲ見テハ、亦之ヲ我ニ反省シ、凡、人ノ非行  
ヲ見テ、自之ヲ警戒セバ、至ル所皆吾ガ師ナリ、故

二曰ク、不善人ハ、乃善人ノ資ナリト、若不善人ヲ見テ、之ト同惡相濟ヒ、或ハ之ト雄長ヲ爭ハ、徒ニ己ニ損アラシム

第二十三章

貴賤ノ別ナク、驕傲ノ念ヲ戒ムベシ、初貧窶ニシテ、後ニ富厚トナリ、本寒素ニシテ、末ニ通顯トナル者ハ、所謂世ノ賢人達士ナレバ、固ヨリ富貴ヲ以テ、人ニ驕ル念アルベカラズ、況ヤ祖先ノ遺澤ニ因リテ、資産裕ニ、父兄ノ保庇ニ因リテ、身地ヲ發スル者ノ如キハ、自富顯ヲ致ス者ノ比ニアラ

ズ、其徳器何ゾ常人ニ異ナラン、此ノ如キ輩ハ、尤深ク謙遜シテ、人ノ輕侮ヲ避クベシ、富貴ノ人スラ猶然リ、貧賤ノ者妄ニ驕傲ナルト、キハ、誰カ之ヲ仰敬セン、徒ニ指笑ヲ來スベシ、

第二十四章

謙遜ハ、其器ヲ大ニスル美德ナリ、我が學問藝術ハ、未完全ナラズ、我が心術行狀ハ、未缺失多シト思ヒテ、長者ヲ師トシ、日ニ月ニ跬步ヲ進ムルトキハ、其底止スル所ヲ知ラズ、是謙ノ益ヲ受クル所以ナリ、若然ラズシテ、我が學問藝術ハ、既ニ精

到セリ、我ガ心術行狀ハ、既ニ善美ナリト思フト  
キハ、人只其謏陋ヲ笑フノモニシテ、誰カ之ヲ提  
醒スル者アラシ、自滿ズル者ハ、人ノ言ヲ容レズ、  
故ニ人モ亦敢テ我ニ告ゲズトイヘリ、謹ミテ自  
足レリトスルコトナカレ、

第二十五章

萬事皆人ニ讓リテ、己ハ只退キテ獨ヲ守ラバ、謙  
遜ノ徳ニ稱フベキカ、曰ク非ナリ、謙遜ハ満足ノ  
反ニシテ、畏懦退縮ノ謂ニアラズ、人若毎事他ニ  
讓リテ、獨ヲ守ラバ、是世ニ益ナク、時ニ功ナキ者

トイフベシ、人事萬狀、一概ニ謝スベカラズ、謙ス  
ベキ處ハ、須謙スベク、任ズベキ處ハ、須任ズベシ、  
其進ミテ任ズベキ處ニ於テ、退避スルハ、謙徳ト  
イヒ難シ、是即畏縮ニシテ、自己ノ權ヲ減殺スル  
者ナリ、終身路ヲ讓ルトモ、百歩ヲ枉ゲズ、終身畔  
ヲ讓ルトモ、一段ヲ失ハズトイヘリ、是語味フベ  
シ、

第二十六章

任ズベキ處ハ、須任ズベシ、日常瑣些ノ事ト雖モ、  
ヲ棄擲スルコトナカレ、煩ヲ厭フハ、人ノ大病ニ

シテ、人事ノ廢弛シ、功業ノ成ラザル所以ナリ、蓋  
事物ノ應接繁多ナリト雖、皆是人ノ當ニ爲ベキ  
分内ノ事ナリ、殊ニ學者ハ細務ヲ厭フ者ナレド  
モ、務メテ之ヲ親センコトヲ要ス、且、人事トイフ  
者ハ、學問技藝ノ困難ニ比スレバ、甚容易ナルガ  
如シト雖、條緒百端、意ノ如クナラザルコト多シ、  
世務ニ勞スル者ヲ、俗流ト笑フコトナカレ、人反  
リテ其迂闊ヲ笑ハン、

第二十七章

人事ヲ經歷スルハ、卽是活書ヲ讀ムナリトイヒ、

困心衡慮スレバ、智慧ヲ發揮シ、暖飽安逸ナレバ、  
思慮ヲ埋没ストイヒ、一事ヲ經レバ、則一智ヲ長  
ズトイヘリ、困苦ハ人ノ良藥ナリ、甘ジテ之ヲ受  
ケ、毫モ厭棄スルコトナカレ、人天稟ノ才性アリ  
ト雖、之ヲ研磨セザルトキハ、其光輝ヲ發スルコ  
ト能ハズ、人平生ノ學識アリト雖、之ヲ實驗セザ  
ルトキハ、其運用ヲ活スルコト能ハズ、世務豈才  
學ノ暢達ニ資ナシトイハンヤ、

第二十八章

平居無事ノ時ニ當リテハ、衆人ト異ナルコトナ

ク、艱難多事ニ遇ヒテ後ニ、其蘊畜スル所優ニ、シテ且長ズルヲ見ル、是ヲ真ノ才學アル人トイフ、若、大事重件ニ臨ミテ、之ヲ理ムル方ヲ錯亂スルトキハ、平日他ニ稱スベキ美事アリト雖亦觀ルニ足ラズ、故ニ人ハ常時勤慎ニシテ誇大ナラズ、一朝事ニ當ラバ、須カヲ用キテ、其分ヲ盡スベキナリ、

第二十九章

己ガ情ノ好ム所ヲ愛シ、己ガ情ノ好マザル所ヲ憎ム、之ヲ愛憎ノ偏トイフ、人此念ヲ胸中ニ挾ム

トキハ、事ニ臨ミテ、公平ヲ失フ、其愛スル者ノスル所ハ、理ニ違フモ、之ヲ寛容シ、其憎ム者ノスル所ハ、道ニ合スルモ、之ヲ可稱セズ、人ノ主宰トナリ、尊長トナル者ハ、尤深ク之ヲ慎ムベシ、唯、理ノ在ル所ニ適從シ、道ノ存スル所ニ歸宿シ、偏愛偏憎ノ私心アルベカラズ、

第三十章

人ノ不幸ヲ喜ビ、人ノ福利ヲ欲セズ、人ノ薄命ヲ喜ビ、人ノ榮達ヲ欲セズ、人ノ美ヲ稱道スルヲ聞ケバ、忿然トシテ平ナラズ、人ノ我ニ如カザルヲ

聞ケバ、欣然トシテ笑快ス、人ノ發顯ヲ聞ケバ、額  
ヲ蹙メテ愁ヒ、人ノ失敗ヲ聞ケバ、掌ヲ撫シテ悦  
ズ、是ヲ妬忌ノ心トイフ、人ノ窮達ハ、我ニ關スル  
者ニアラズ、我が毀譽ハ、何ゾ人ニ加損セン、無益  
ノ心ヲ勞シ、無用ノ言ヲ吐キテ、人ノ怨ヲ厚クス  
ルハ、豈丈夫ノ心胸ナランヤ、

第三十一章

人ノ言ヲ聞テ、反復思繹シ、彼ハ、我が何事ヲ譏リ、  
彼ハ、我が何事ヲ笑フナリト、臆測暗推スルヲ、猜  
疑ノ心トイフ、聾者ハ人ノ言笑ヲ聞テ屢疑フ、是

其耳ノ暗キガ故ナリ、猜疑ノ人ハ、耳明ニシテ猶  
人ヲ疑フ、是其心ノ暗キガ故ナリ、蓋其疑フ所以  
ノ者ハ、吾ガ言行上ニ於テ、既ニ公正ナラザル所  
アレバナリ、我ニ於テ公正ナラバ、何ゾ人ノ譏議  
ヲ憂ヒン、何ゾ人ノ言笑ヲ懼レン、

第三十二章

人ニ辱シメラル、時ハ、須暴怒ヲ制シ、辱ノ自リ  
テ來ル所ヲ、審ニ思フベシ、人吾ヲ罵リ、吾ヲ譴ム  
ルニ、其言實ニ理ニ當ラバ、曲我ニ在リテ、直彼ニ  
在リ、其譴罵スル人ハ、即吾ガ良師益友ナリ、怒ヲ

以テ之ニ應ズベキニアラズ、人吾ヲ罵リ、吾ヲ嘲ルニ、其言實ニ取ルベキナクバ、直我ニ在リテ、曲彼ニ在リ、其嘲罵スル人ハ、卽俗夫ニシテ、與ニ長短ヲ較ブルニ足ラズ、假令稠人廣衆ノ中ニ於テスルモ、傍人自曲直ヲ判スルコトアラン、慎ミテ暴怒ヲ發スルコトナカレ、

第三十三章

人ハ尤怒ヲ慎マズバアルベカラズ、妄ニ之ヲ發スルトキハ、身ヲ害シ、事ヲ破リ、其禍測ルベカラズ、曰ク然ラバ、人畢生怒ルコトナクシテ可ナラ

ンカ、曰ク事ノ怒ルベキナクバ、終身怒ラザルニ如クハナシ、然リト雖事ニ臨ミ、時ニ當リテ、或ハ怒ラザルヲ得ザルコトアリ、其怒ルベキ時事ニ際會シテ退縮スレバ、亦自喪敗ヲ取ルベシ、之ヲ發スルモ時アリ、之ヲ制スルモ時アリ、而シテ其事實ニ怒ルベキニ遇ハバ、嚴然トシテ屈セズ、所見持論ヲ貫徹スベシ、之ヲ言辭ニ怒リ、之ヲ顔貌ニ怒ルハ、齷齪タル庸人ノ所爲ナリ、事ニ益ナキノミナラズ、反リテ患害ヲ致サン、

第三十四章

愁モ亦自殺セズバアルベカラズ、人心ハ常ニ樂易ナランコトヲ要スト雖、憂患ニ遇ハバ、愁ナキコト能ハズ、只之ヲ愁フルノ甚シキトキハ、心身ヲ傷ヒ、措置ヲ錯ルベシ、愁ヲ排シテ、徐ニ料理ノ方ヲ案ズルニ如カズ、心ニ愁フレバ、忽之ヲ言語容貌ニ露シ、自以テ如何トモスベカラザルノ狀ヲナスガ如キハ、丈夫ノ愧ヅル所ナリ、寢食ヲ忘レテ憂悶ストモ、其愁頓ニ開散スベキニアラズ、唯之ニ處スル道ヲ尋ヌルヲコロ、眞ニ事ヲ憂フル者トイフベケレ、

第三十五章

人ノ最抑制スベキハ情慾ナリ、其發スルニ任ズルトキハ、心身共ニ大ナル傷害ヲ受ク、身體ノ害ハ、言フヲ俟タズ、其心ヲ害スル、極メテ甚シトス、情慾熾ナルトキハ、天然ノ智識之ガ爲ニ愚鈍トナリ、父兄師友ニ疎斥セラレ、日ニ其業ヲ荒怠シテ、昏忘ニ流ル、者ナリ、故ニ人ハ常ニ其心ヲ檢束シテ、情慾ノ爲ニ使役セラレザランコトヲ務ムベシ、常人ノ情ハ、纔ニ放肆ナルトキハ、日ニ曠蕩ニ就キ、自檢束スルトキハ、日ニ規矩ニ就クト

イヘリ、情慾ヲ抑制センコトヲ欲セバ、心ヲ學事ニ勞シ、身ヲ職業ニ役シテ、其念ヲ生ズルニ違ナカラシムルヲ善シトス、

第三十六章

人ハ實心ニ善ヲナシテ、惡ヲナサバランコトヲ願フベシ、人ニ知ラレンコトヲ欲シテ善ヲナシ、律ニ觸レンコトヲ恐レテ惡ヲナサバハ、是真善ニアラズ、唯善ヲ行フハ、人ノ本分ナリ、不善ヲ行ハザルモ、亦人ノ本分ナリ、是禽獸ト異ナル所以ナリ、是萬物ニ長タル所以ナリト認め、假令法

網ノ及バザル冥冥地ト雖、不善ヲバナスベカラズ、耳目ノ及バザル暗暗裏ト雖、善ヲ行フベシ、是則人ノ人タル所以ナリ、

第三十七章

人其心ヲ善ヲナスニ一ニシテ、他ニ求ムル所ナキトキハ、其施ス所廣ク、其行フ所大ナリ、若名聞ヲ收メンガ爲ニスルトキハ、其心徳義ニ在ラズシテ、名利ニ在ルガ故ニ、聲聞立タズ、勢利得ザルトキハ、其心終ニ怠リ、其行終ニ廢ス、故ニ真善ヲ行ハンコトヲ欲セバ、須徳義上ヨリ行フベク、名

聞ノ爲ニスベカラズ、

第三十八章

敬天ノ道ハ、人ノ道ヲ行フニ在リ、人ノ人タル道ヲ踐ミ行フトキハ、自天心ニ合スベシ、造物豈之ヲ嫌棄セン、愚俗ハ以爲ラク、神ニ祈リ鬼ニ禱ラバ、分外ノ福ヲ得ベシト、造物ノ神靈ナル、豈人ノ合掌拜咒ヲ待テテ、之ニ幸福ヲ授ケンヤ、故ニ人善事ヲナシテ未遂ゲズ、之ヲ神ニ禱リテ、其冥助ヲ求ムルハ、君子ノ爲サハル所ナリ、况ヤ惡事ヲナサントシテ、其成就ヲ求ムルヲヤ、若非理ヲ行

ヒ、奸詐ヲナシテ、神果シテ、其言ヲ聽カバ、天下何ゾ善ヲナス者アラシ、

言語

第一章

言語ハ人ノ才識ヲ見ル者ニシテ、所謂一言以テ知トシ、一言以テ不知トスル者ナレバ、之ヲ發スル、謹マズバアルベカラズ、凡事ヲ談ズルハ、簡寡ニシテ、確當ナルヲ貴ビ、冗長ニシテ、繁絮ナルヲ厭ス、其言理ニ當ラバ、多辯ヲ費サズシテ、達スベク、理ニ當ラズバ、千百言ヲ重ヌトモ、人之ニ服セ

ザルベシ、話ノ多キハ、話ノ少キニ如カズ、話ノ少  
キハ、話ノ好キニ如カズトイヘリ、妄ニ口舌ヲ費  
シテ、其博ヲ售ラント欲ストモ、其胸中ニ蘊藉ナ  
キ者ハ、只、我ガ短ヲ露スノミナリ、識ノ狹博ハ、言  
辭ノ多少ニ在ラズ、其識實ニ博ナラバ、片言隻辭  
モ、自味アリ、彼ノ簡牘ヲ裁スル者ヲ見ヨ、詞藻宏  
富ナル者ハ、僅僅數言ニシテ、能ク面談ノ如クス、  
文辭拙劣ナル者ハ、多ク毫楮ヲ費セドモ、遂ニ己  
ガ意ヲ盡スコト能ハズ、只、文ノ蕪雜ヲ見ハスノ  
ミ、士君子一言百ニ當ツ、多言ニシテ、人ノ厭ヲ取

ルコトナカレ、

第二章

言語ノ弊ヲ少クセント欲セバ、簡寡ニ如カズ、言  
語ノ弊ヲ杜ガント欲セバ、沈黙ニ如カズ、然リト  
雖當ニ言フベキ時ニ臨ミテ言ハズ、辯スベキ處  
ニ於テ辯ゼズ、終日口ヲ柑スル者ヲ、言ヲ謹ムト  
イフベカラズ、概此ノ如キ事機ニ當リテハ、或ハ  
衆人ノ利害ニ關シ、或ハ身家ノ隆替ニ關シ、之ヲ  
辯カレバ、其理明ニスベク、之ヲ論ズレバ、其權伸  
グベシ、豈黙黙トシテ、木偶ノ如クナルベケンヤ、

故ニ口ヲ開クモ時アリ、口ヲ閉ヅルモ時アリ、而シテ之ヲ開クニ當リテ、亦謹慎ノ二字ヲ忘ルベカラズ、

第三章

凡事之ヲ耳ニ聞クトモ、未親シク見ザル者ハ、隨ヒテ之ヲ話スベカラズ、恐ラクハ無根ノ流言、以テ衆人ノ視聽ヲ惑亂スベシ、假令傳聞ノマ、ニ之ヲ話スルモ、猶真偽ヲ知ルベカラズ、況ヤ更ニ臆度増損シテ、人ニ傳フルヤ、甚シキハ、是非邪正相反スルニ至ルベシ、若談話ノ次、已ムコトヲ

得ズシテ、傳聞ヲ説キ出スニ至ラバ、必我ハ是ノ如ク聞ケリトイフベシ、然ラバ則其事實ヲ失フコトアリト雖、人吾ヲ答メズ、然レドモ全ク之ヲ説カザルノ善キニハ如カズ、

第四章

人ハ造言ヲ戒ムベシ、巧ニ事情ヲ捏造シテ、人ヲ騙瞞セント欲ストモ、首尾相合ハザルヲ以テ、自敗露スル者ナリ、古ニ楮ト矛トヲ市ニ賣ル者アリ、楮ヲ賣ルトキハ、如何ナル矛ニテモ、破ル、コトナシトイヒ、矛ヲ賣ルトキハ、如何ナル楮ニテ

モ、破レザルコトナシトイフ、人之ヲ聞テ、汝ガ矛  
ヲ以テ、汝ガ楯ヲ突カバ如何トイヒシニ、彼ノ者  
答フルコト能ハザリシトナリ、固ニ淺近ノ喻言  
ナレドモ、此ノ如キ類、世ニ往往是アリ、謹ムベシ、  
常ニ虚誕ヲ説ク者ハ、終ニ慣習トナリテ、改ムル  
コト能ハズ、偶、眞實ノ言ヲ出ストモ、人之ヲ信ゼ  
ザルニ至ルベシ、

第五章

人ノ病ハ、好ミテ其長ズル所ヲ談ズルニ在リ、功  
名ニ長ズル者ハ、動モスレバ功名ニ誇リ、文章ニ

長ズル者ハ、動モスレバ文章ニ誇リ、游歴ニ長ズ  
ル者ハ、動モスレバ、其見ル所ノ山川ノ勝ニ誇リ、  
刑名ニ長ズル者ハ、動モスレバ、其讞獄ノ情ニ誇  
ル、是皆其長ズル所ヲ露シテ、其長ズル所ヲ養フ  
コト能ハズ、智者ハ其長ヲ言ハズ、故ニ能ク其長  
ヲ保テリ、故ニ自衛ヒ自矜ル者ハ、名ヲ貪ルノ事  
ニシテ、又名ヲ喪フノ基ナリ、實ヲ務メ自謙スル  
者ハ、名ヲ忘ル、ノ事ニシテ、又名ヲ得ルノ基ナ  
リ、之ヲ言フハ、難キニアラズ、之ヲ行フヲ難シト  
ス、思フベシ、

第六章

言ハ行ノ半ニスベシ、我一丈ノ物ヲ造リ出サン  
ト思ハズ、人ニハ先之ヲ五尺ト語ルベシ、他日成  
績ヲ收ムルコト、其言ニ倍セバ、人モ亦大ニ其力  
ヲ感ズベシ、若、五尺ノ物ヲ造ラントシテ、之ヲ一  
丈ト語り、其實功ノ短小ナルヲ見バ、人其虚妄ヲ  
笑フノミナラズ、復、後ノ事ヲ信用セザルベシ、言  
ヲ先ニシ、行ヲ後ニスルハ、君子ノ耻ヅル所ナリ、  
輕薄ナル者ハ、動モスレバ、人ニ對シテ、己ガ志向  
ヲ談ジ、我ハ如何ナル事業ヲ興サント欲スルナ

ド、喋喋トシテ自示シ、時過ギテ後、絶エテ復言ヒ  
出サレバ、或人其成否ヲ問フニ、彼ノ事ハ、己ニ  
意ノ如クナラズ、今ハ更ニ此事ニ轉ゼリナド言  
ヒテ、又自責ヲ塞グニ苦ム者アリ、甚、賤ムベシ、

第七章

人ト談論シテ、意見背馳スルニ、彼ノ說非ニシテ、  
我が說理ナル者アリ、我が說非ニシテ、彼ノ說理  
ナル者アリ、或ハ彼ニモ一理アリ、我ニモ亦一理  
アル者アリ、其時我ハ理ニ當ランコトヲ求ムレ  
ドモ、彼ハ只、其言辭ヲ守リテ、肯テ從ハズバ、復、強

ヒテ説カザルモ可ナリ、但、是平常ノ談話ナリ、若  
事ノ利害ニ臨ミテ、其正非ヲ辯ズルガ如キハ、必  
カヲ極メテ、彼ノ非ヲ説破スベシ、然レドモ口舌  
ヲ以テ、人ニ勝タント欲スルコトナカルベシ、

第八章

人ノ賢愚ヲ判スルヲ品評トイフ、今人古人ノ別  
ナク、容易ニ之ガ品評ヲ下スベカラズ、古人ハ遠  
ク千百年ヲ隔ツレドモ、之ヲ評スルハ易シ、今人  
ハ近ク眼前ニ在リテ、行事ノ細大、日ニ耳朶ニ上  
ルト雖之ヲ評スルハ、反リテ難シ、古人ハ易ク、今

人ハ難キ所以ハ、古人ハ其跡遠シト雖事已ニ定  
リシ後ニ、之ヲ窺フガ故ニ易シ、今人ハ其形近シ  
ト雖事未、其局ヲ結バザルガ故ニ難シ、抑、人ノ是  
非得失ヲ評論スルハ、亦廣識ノ一端ナレバ、之ヲ  
議スルコト、宜シク公平ニシテ、苛酷ナルベカラ  
ズ、其取ルベキ所ハ、之ヲ取り、其捨ツベキ所ハ、之  
ヲ捨テ、少シモ偏執スベカラズ、

第九章

古人ノ得失ヲ評論スルハ、今人ヲ議スルヨリモ  
易シト雖固ヨリ輕忽ニ定ムベカラズ、凡、古人ヲ

尚論セント欲セバ、其時勢ト遭逢トヲ熟察スベシ、國家將ニ興ラントスル時ニ當リテハ、諸事意ノ如ク行ハレテ、令名ヲ全クスル者アリ、國家將ニ亂レントスル時ハ、王佐ノ才、恢復ノ力ヲ具スル者ト雖、功名立タズシテ、終ニ失敗ヲ取ル者アリ、是必シモ賢愚邪正ニ關スル者ニアラズ、之ヲ判定スル、亦豈容易ナランヤ、

第十章

今人ノ得失ヲ評論スルハ、易キニ似テ難シ、賢者上ニ立テ、不肖者下ニ居ルハ、理ノ當ニ然ルベキ

所ナリト雖、或ハ賢愚地ヲ易フルコトナシトイフベカラズ、故ニ達スル者、必シモ大賢ナラズ、窮スル者、必シモ極愚ナラズ、其人實ニ賢ナラバ、窮スト雖、貴ムベク、其人實ニ不賢ナラバ、達スト雖、恐ルベカラズ、況ヤ人ノ窮達ハ、得テ測ルベカラズ、今日窮スト雖、明日達シ、今日達スト雖、明日窮セザルヲ保シ難キヲヤ、之ヲ評スルハ、只、人品ノ如何ニ在ルノミ、

第十一章

面前ニ譽ムル者ハ、佞諛ニ近シ、背後ニシテ之ヲ

譽ムレバ、人必喜ビ感ズ、面前ニ毀ル者ハ、忠直ニ  
 近シ、背後ニシテ之ヲ毀レバ、人必怒リ怨ムトイ  
 ヘリ、人ヲ譽ムルハ、面前ニセンヨリハ、寧、背後ニ  
 スベク、人ヲ毀ルハ、背後ニセンヨリハ、寧、面前ニ  
 スベシ、人ヲ毀ルハ、固ヨリ謹ムベシ、人ヲ譽ムル  
 モ、亦輕シクスベカラズ、稱揚實ニ過グルハ、其人  
 ニ害ナシト雖、己ガ識見ニ關ス、毀譽ノ言妄ニ之  
 ヲ發スベカラズ、

第十二章

背後ノ毀ハ、禍機ノ伏スル所ナレバ、深ク之ヲ省

察スル

30頁 ~

欠

土  
修政身孝訓述範

三刻 卷二

K/110,  
103A  
2